山口県訓令第八号

○訓令

目

次

を「第25糸第2風」に改め、同項の③を同項の⑴とし、同項の⑷中「第35糸」を「第26

同項の③中「第34条第2項」

院表第二の7の頃中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号」を「行政不服審査法

第十四条第七号中「及び異議申立て」を削る。

第八条第九号中「、決定又は弁明」を「又は決定」に改める。

※」に改め、同項中4を2とし、2の次に次のように加える。

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令(人事課)

4月1日 (金曜日)

平成 28 年

山口県事務決裁規程

(昭和四十四年山口県訓令第四号)の一部を次のように改正す

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令

毎週火・金曜日発行

Щ

 方
 中
 一
 股

 各
 出
 先
 機
 関

 会
 計
 管
 理
 局

 山口県
 警
 察
 本
 部

 山口県監査委員事務局
 山口県監査委員事務局

 山口県、事委員会事務局
 山口県
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 務 本 育 局 関 般

山口県労働委員会事務局

山口県知事

平成二十八年四月一日

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

村 岡 嗣 政

	育烈条第2項)	(4) 処分の理由となった事実を証する ま粗筆の提出 (注			(3) 弁明書の提出 (法第2条第2 項)
所長が決裁権者と定められてい る処分に係る審査請求に係るも の	審査庁が知事である審査請求に 係るもの	審査庁が知事以外である審査請 求に係るもの	所長が決裁権者と定められてい る処分に係る審査請求に係るも の	審査庁が知事である審査請求 (所長が決裁権者と定められて いる処分に係るものを除く。以 下この項において同じ。) に係 るもの	審査庁が知事以外である審査請求(所長が決裁権者と定められている処分に係るものを除く。 リドこの項において同じ。)に係るもの
		0			0
				0	
	0			O	
0			0		
全ての出 先機関			全ての出 先機関		

を「(5)」とし、	第59条第1項、	別表第二の7
同項の(7を同項の(6)とする。	第59条第1項、第2項、第64条、第65条」に改め、同項の⑥を削り、同項の⑦中「⑥」	別表第二の7の項の(5中「第40糸、第51糸」を「第45糸-第47糸、第49糸、第58糸、

別表第三の1の表人事課の部5の項の(7を次のように改める。

23号) 第2条第2項、第3条)	銀巻表に現る子の	(1) 等級別職務区分表を定めることについての協議及び職務の等級の指定等が必要な旨の申出
		\circ

滔

1

費

4

4

える。

別表第三の2の表情報企画課の部中4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加 別表第三の1の表人事課の部7の項の⑴中「靈嵡の滲」を「霽嵡の褓漈」に改める。

4 放送法(昭和25年 法律第/32号。以下 この項において 「法」という。)の 施行に関する事務 (1) 小規模施設特定有線一般放送事業者に対する 業務停止命令を行う旨の国土交通大臣への事前 通知(法第/45条第3項) 2) 小規模施設特定有線一般放送事業者に対する 業務停止命令(法第/74条) 0 \bigcirc

別表第三の4の表県民生活課の部中1の項から11の項までを削り、 別表第三の2の表国際課の部から県史編さん室の部までを削る。 (3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。 12の項を1の項と \bigcirc

Ļ

13の項を2の項とし、同部の次に次のように加える。

治

6 消費生活の安定及 び向上に関する条例 (昭和55年山口県条	関する法律(昭和の 関する法律(昭和の 年法律等の号。以下 この項において 「治」という。)の 施行に関する事務				4 国民生活安定緊急 (措置法 (昭和48年法)	37年法権第132号。 以下この項において 「法」という。)の 施行に関する事務			2 物価行政の推進及 (l	/ 消費者行政の推進 (
(1) 安全の確保に関する勧告等(条例第5条)	(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。	(1) 売渡しに関する指示、命令及び裁定(法第4条第/項、第2項、第4項)	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。	(2) 標準価格に関する指示等 (法第7条)	(1) 表示の指示に従わない旨の公表 (法第 6 条第 3 項)	(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。	(1) 行為の差止め等の措置命令 (法第7条)	(2) 物価に関する施策及び計画の総合調整	(1) 物価に関する基本的施策の策定	(2) 消費者行政の推進及び調整	(1) 消費者行政の基本的施策の策定
									0		0
0		0		0	0		0	0		0	
	0		0			0					

山

8

山

報 項ずつ繰り下げ、 別表第三の4の表生活衛生課の部中21の項を22の項とし、 4 4 絈 \mathbb{H} 費 治 V 4 3 // 消費者安全法(平成2/年法律第50号。 成2/年法律第50号。 以下この項において 「法」という。)の 施行に関する事務 '4 消費生活に係る商品の試験及び検査に関する事務 '2 消費生活に関する 知識の普及及び情報 の提供に関する事務 3 消費生活に関する 相談及び苦情の処理 に関する事務 11の項の次に次のように加える。 (4) 措置命令、事業の停止命令又は解散命令 第95条) Ξ Ξ (6) (1)から(5)までに掲げる事項以外の法の施行に 関すること。 5 議決又は選挙若しくは当選の取消し 条第 / 項) 、報告の徴収及び立入調査等 消費生活に係る商品の試験及び検査 消費生活に関する相談及び苦情の処理 消費生活に関する知識の普及及び情報の提供 (法第45条第 12 の項 (法第% から20の項までを · 従 \bigcirc \bigcirc

0

 \bigcirc

0

 \bigcirc

 \bigcirc

Ξ 。 か 部 の 置をとるべき旨の勧告(法第32条第 / 他法の施行に関すること。)() $\overline{\bigcirc}$

(11) を(13) とし、 同項中(2)を(3)とし、 輜増計画」を「第−離帯定源弊寂灩計画」に改め、同項の⑵中「20」を「22」に改め、 銃猟制限区域」を「特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域」に改め、 「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改め、同項の②中「特定鳥獣保護 別表第三の4の表自然保護課の部5の項中「源戦の寂職及び游猟の膨圧化に題する许 を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、 (7)から(10)までを(9)から(12)までとし、 22から20までを34から20までとし、同項の11中「紫黛紫片区域又は (9)の前に次のように加える。 同項の(1)中 同項中

鳥獣捕獲等事業の認定 (法第/8条の2)

4の表自然保護課の部5の項中(6を削り、 (5)を(7)とし、 (7)の前に次のよう り、

に加える。 別表第三の

> 6) 実施計画の策定 (法第/4条の2第/ 浜 0

中(3を4)とし、 の鳥獣」を 別表第三の4の表自然保護課の部5の項の4を同項の5とし、 「目的以外の目的」に、 2)の次に次のように加える。 「定める……」を「定める田的に」に改め、 同項の③中「鳥獣以外 同項

0	第二種特定鳥獣管理計画の策定(法第7条の 第 / 項)	
0		
0		
	0	

3

(1)を同項の(9)とし、 別表第三の5の表厚政課の部5の項中4を削り、 (8)を(6)とし、 (9)を7)とし、(1)を8)とし、 同部に次のように加える。 同項の(11)中 (5)を(4)とし、 「(10)」を 「(8)」に改め、 (6)を(5)とし、 (7) を削 同項 Ó

別表第三の9の表を別表第三の10の表とし、

別表第三の8の表都市計画課の部の次に

次のように加える。

主国都市緑化フラー推進室

/ 全国都市緑化フェアの開催の準備に関する事務

全国都市緑化フェアの開催の準備

室長が特に重要と認める もの

 \bigcirc

報

外—28)

項の(3)を同項の(1)とする。 (4)を(2)とし、(5)から(2)までを(3)から(0)までとし、同項の(3)中「(12)」を「(10)」に改め、同 別表第三の5の表ねんりんピック推進室の部を削る。 別表第三の5の表健康増進課の部1の項の(3)及び(4)を削り、 /5 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年注律第37号。以下一年注律第37号。以下一二の項において「法」という。)の施行に関する事務 を「(1)及び(2)」に改め、 <u>(1)</u> 2 (3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。) 指定養成施設の指定の取消し(社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和62年政令第402号) 第7条)) 養成施設の指定(法第7条第2号、 第37条第1号-第3号) 同項の(5)を同項の(3)とし、 第3号、 \bigcirc 0

同部9の項中2及び3を削り、 同項の(5)中「(1)から(4)ま

(9) 意見の臙取 (決第/44条第 / 項)	(8) 公示 (注	(7) 指定計 第/2/条第	(6) 指定計: /2/条第 2 / 項)	(5) 計量証明	(4) 指定定!	(3)	(2)	(1)	別表第三の6の表商政課の部21の項を次のように改める。
	(法第/59条第2項)	・指定計量証明検査機関の指定の取消し等(法 第/2/条第2項において準用する法第38条)	指定計量証明検査機関の指定の更新(法第2/条第2項において準用する法第2%条の2第/項)	計量証明検査機関の指定(法第///条第 / 項)	指定定期検査機関の指定の取消し等(法第38)	解任命令 (法第35条)	指定定期検査機関の指定の更新(法第28条の 2 第 / 項)	定期検査機関の指定(法第20条第 / 項)	項を次のように改める。
0	0	0		0	0	0		0	
			0				0		
			山口県計量検定所				山口県計 量検定所		

2

建築主事への通知 (法第54条第3項)

本庁において取り扱う建築物に係るもの

|先機関において取り 建築物に係るもの

极

 \bigcirc

土木事務

山

別表第三の8の表建築指導課の部1の項の7中「の展認」を「ご窓め認治」に改め、同項の15中「の展認(併審18米審22通審1中」を「ご窓め認治(併審18米審22通審1中」を「ご窓の認治(併審18米審24通等1 同項の15中「の展認(併審18米審22通審1中」を「第18米審25通」に改め、同項の19中「6」を「3」に改め、同項中180を19とし、49から57までを50から58までとし、同項の180中「第77米の35の14部「1通」を「審77米の35の19第1 通」に改め、同項中40を40とし、40から57までを20から58までとし、同項の40中「第77米の35の14部1強」を「第77米の35の19第1 通」に改め、同項中40を40とし、30の次に次のように加える。

室長が特に重要と認める もの以外のもの

 \bigcirc

(40) 特定用途誘導地区内における建築物の高さの 関度を超えるものの許可(法第60条の3第/ 項)

別表第三の8の表建築指導課の部10の項の(2)を次のように改める。

項ずつ繰り下げ、10の項の次に次のように加える。別表第三の8の表建築指導課の部中15の項を16の項とし、11の項から14の項までを一

					施行に関する事務	に図りの所()の 27年法律第53号。以 下この項において 「注 トいう。)の	/ 建築物のエネル ギー消費性能の向上
	(4) 報告の徴収(法第 32条)		(3) 計画の変更の認定 (法第3/条第/項)		(2) 建築主事への通知 (法第30条第3項)		(1) 計画の認定(法第 30条第/項)
	本庁において取り扱う建 築物に係るもの	出先機関において取り扱う建築物に係るもの	本庁において取り扱う建 築物に係るもの	出先機関において取り扱う建築物に係るもの	本庁において取り扱う建 築物に係るもの	出先機関において取り扱う建築物に係るもの	本庁において取り扱う建 築物に係るもの
_							
	0		0		0		0
\Box		0		0		0	
		土木事務 所		土木事務 所		土木事務	

山

0	С		登録の取消し等 (法第24条第/項-第4項) (1)から(4)までに掲げる事項以外の法の施行に 関すること。	(4) 登録の取消し等(治(5) (1)から(4)までに掲り関すること。	
				改善命令(法第2	施行に関する事務
	0		האי האי	(2) 適合命令 (法第22条)	記さ十八年が1443。 以下この頃において 「法」という。)の
	0		処置(法第/6条)	(1) 不正受検に対する処	6 農産物検査法(昭和300円)
ま	項	17	える。 6の項から17の項までを一	5の項の次に次のように加える。 5の項の次に次のように加える。	項ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。 別表第三の7の表農業振興課の部中18の項を19の項とし、
及年	各化 和25 ³	り規格(昭希	別表第三の7の表ぶちうまやまぐち推進課の部17の項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(」を「農林物資の規格化等に関する法律(昭和52年法律第175号。」に改める。	:侖(」を「農林物資の	175号。」に改める。 別表第三の7の表ぶち
			්	表第三の9の表とする。	別表第三の8の表を別表第三の
			(1)から(9)までに掲げる事項以外の法の施行に 関すること。	(10) (1)から(9)までに掲り 関すること。	
			出先機関において取り扱 う建築物に係るもの		
			本庁において取り扱う建 築物に係るもの	(9) 報告の徴収、立入 検査等(法第33条)	
	0		勿に係る認定の取消し(法	(8) 基準適合認定建築物に係る認定の取消し 第37条)	
			出先機関において取り扱 う建築物に係るもの	項) でおろんだっ	
			本庁において取り扱う建 築物に係るもの	(7) 建築物のエネル ギー消費性能に係る 設会 (注笛%&笛?)	
	0		し (法第34条)	(6) 計画の認定の取消し	
	0		<i>T</i> (*)	(5) 改善命令 (法第33条)	
			出先機関において取り扱う建築物に係るもの		

報

別表第三の7の表を別表第三の8の表とし、別表第三の6の表の次に次の一表を加え

7
7 観光スポーツ文化部におい
3
て所掌は
nx
22
される事務の決裁権者
RE C
決裁
 发権:
耳

公迪政策課	j (1)	ト推進	コジェク	観光プロ	** H	Ę			K	j.		楔			光			観			III.
/ 総合的な交通運輸 に係る施策の企画及	る事務	、	2 伝統的工芸品産業 の振興に関する法律 (昭和//9年注律等の		/ 物産の振興に関す ス重器	いう。)の施行に関する事務	第279号。以下10年第279号。以下10日前において「洋ート	4 国際観光ホテル整備注(昭和が在注律	「法」という。)の 施行に関する事務	3 通訳案内士法(昭和24年法律第2/0号。				施行に関する事務	十分年代20~20~20~20~20~20~20~20~20~20~20~20~20~2	2 旅行業法(昭和27			/ 観光の振興に関す	種類	丰
(1) 総合的な交通運輸に関する基本的施策の決定	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。	(2) 振興計画に係る認定申請書の送付(法第4条 第2項)	(1) 伝統的工芸品の指定申出書の送付(法第2条 第3項)	(2) (1)に掲げる事項以外の物産の振興に関すること。	(1) 物産展等への参加基本計画の作成	(3) 報告の徴収及び立入検査(法第44条第/項、 第3項)	(2) 遵守事項に係る指示 (法第/3条第2項)	(1) 施設の維持に係る指示 (法第/2条第2項)	(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。	(1) 通訳案内士に対する懲戒の処分(法第33条第 /項)	(6) (1)から(5)までに掲げる事項以外の法の施行に 関すること。	(5) 意見の聴取 (法第23条第 / 項)	(4) 登録の取消し等 (法第/9条)	(3) 業務改善命令 (法第/8条の3)	(2) 旅行業約款の認可(法第/2条の2第/項)	(1) 国内旅行業者の登録の拒否(法第6条)	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の観光の振興に関すること。	(2) 観光の振興に関する総合調整	(1) 観光の振興に関する基本計画の策定	事	務
0																				田中	栄
+		0	0		0		0	0		0		0		0	0	0		0	0	四名事 路 录	典
+																				部次長	を権
+	0			0		0			0		0						0			課長等	₩.
																				所具	-,-
																				出先機関	

- 公全	史編を	洄	北票	人化振剛			進課	ポーツ維	K	旅券センター	三二二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	B H	東	紙	熨		Ä	米
	うる形は関策ではある事務	/ 県史の編さんに関		総合調整に関する事務	/ 地域文化の振興に	4437	2 体育大会に関する 重務	い。で「法」とこれ い。で「法」という。) の施行に関す る事務	/ スポーツ基本法 (平成23年法律第78 号 NTでの頂にも	/ 旅券法 (昭和26年 法律第267号。以下 この項において 「法」という。)の 施行に関する事務		/ 国際交流の推進に 関する事務	デース (3 自動車運転代行業 の業務の適正化に関 する注律(平成1/3年	ाय १ % संग्रा	2 離島航路の整備に 関ナス重数		び総合調整に関する 事務
所 で と で い い っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ	(2) 県史の編さんに関する企画及び総合調整に関すること	(1) 県史の編さんに関す	近次〇 門電	(2) 地域文化の振興に係る施策の企画、推 権及び調整	(1) 地域文化の振興に関	(2) 県体育大会の役員等の委嘱	(1) 国民体育大会に出場す	(2) 教育委員会の意見聴取	(1) 地方スポーツ推進記 項)	(1) 旅券の交付(法第8 施行に関すること。	(2) (1)に掲げる事項以9 ること。	(1) 海外の国又は地域と 締結	(2) (1)に掲げる事項以 と。	(1) 自動車運転代行業者 条第2項)	(2) 補助航路の決定に係 の指定	(1) 離島航路対策の基本方針の策定	11年人) 判定	(2) 総合的な交通運輸に係る施策の企画、 推進及び調敷
室長が特に重要と認める もの以外のもの	室長が特に重要と認める もの	する基本的施策の決定	課長が特に重要と認める もの以外のもの	課長が特に重要と認める もの	関する基本的施策の決定	等の委嘱	場する選手及び監督の委嘱	恵取(法第/0条第2項)	推進計画の策定(法第/0条第 /	3 条第 / 項)その他の法の	事項以外の国際交流の推進に関す	との交流に関する協定等の	事項以外の法の施行に関するこ	皆に対する指示等(法第22	係る推薦及び県の指定航路	ド方針の策定	課長が特に重要と認める もの以外のもの	課長が特に重要と認める もの
		0			0		0		0			0						
	0			0		0		0						0		0		0
										(
0			0							0	0		0		0		0	